

調査・資料

TBT 協定をめぐる最近の判例の動向

- 米国・丁子タバコ, 米国・マグロラベリング, 米国・COOL 事件の分析 -

京極 (田部) 智子*・藤岡 典夫

要 旨

各国の規格・基準・検査・認証手続などの制定・運用が貿易の障害になることを防ぐために制定された WTO 協定の 1 つである「貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定)」については、これまで WTO 紛争解決手続に提起された紛争がほとんどなかったが、2012 年に相次いで提起され、パネル・上級委員会による判断が出されている。本稿においては、この TBT 協定に関連して提起された 3 つの事件 (米国・マグロラベリング事件, 米国・COOL 事件, 米国・丁子タバコ輸入規制事件) について、TBT 協定の主要な条項である、強制規格の定義、2.1 条 (同種の製品に対し国産品よりも不利でない待遇を与えること)、2.2 条 (正当な目的達成のために必要以上に貿易制限的であってはならないこと) の解釈がどのようになされたかについて検討する。

2.1 条については、同様の規定であるガット第 3 条 4 項における解釈アプローチを踏襲して同種性を判断した上で、「不利な待遇」の判断においては、輸入品に対する悪影響が正当な規制上の区別から生じているかどうか、特に問題とされる措置が公平なものかどうかという観点から審査するという新たな判断基準が示されており、その性質上差別的な性格を持たざるを得ない強制規格について、より丁寧に審理していくという姿勢がみられることが分かった。2.2 条については、「正当な目的」を達成するものかどうかを判断した上で、代替措置が検討されるが、その判断基準は比較的緩やかなものであり、「正当な目的」を持つ政策を遂行する加盟国の判断を相当程度尊重しているものと言うことができる。

1. はじめに

WTO 協定⁽¹⁾ の 1 つである「貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定)」については、これまで WTO 紛争解決手続に提起された紛争がほとんどなかったが、最近になって相次いでパネル・上級委員会報告書が発出されている。まず提起されたのが、米国・マグロラベリング事件⁽²⁾ である (2008 年 10 月協議要請)。これは、GATT 時代に問題とされたアメリカとメキシコの間いわゆるツナ・ドルフィンケースに関連するものであ

るが、本事件においては、メキシコが米国の「ドルフィン・セーフ」ラベルを問題とし、TBT 協定違反を訴えた。米国の「ドルフィン・セーフ」ラベル⁽³⁾ は ETP (東熱帯太平洋海域) 内において巾着網を使用して捕獲されたマグロには添付できず、巾着網の使用が主流であるメキシコは、米国の措置は他の多くの国からのマグロ製品について、イルカへの影響にかかわらず「ドルフィン・セーフ」ラベルの添付を許可しており、メキシコ製品は他の国よりも不利な待遇を受けている点等が TBT 協定に違反すると主張した。なお、メキシコが代替措置として提示した国際イルカ保全プ

原稿受理日 2014 年 6 月 3 日. 早期公開日 2014 年 9 月 12 日.

* 農林水産政策研究所非常勤職員

プログラム条約 (AIDCP) には、米国・メキシコともに加盟しており、当該条約における「ドルフィン・セーフ」ラベリング要件は、米国のものとは異なり、巾着網の使用ではなく、イルカの致死率・重傷率が要件とされていた。

次に提起されたのは、米国・COOL 事件⁽⁴⁾である (2008 年 12 月協議要請)。これは、米国において導入された原産地表示 (Country of Origin Labeling) の義務化について、カナダ・メキシコが訴えたものである。米国は 2008 年に制定した法律に基づき⁽⁵⁾、様々な食品について小売り段階での原産地表示を義務づけたが、その中でカナダ・メキシコ両国は、食肉についてのラベリングを問題として訴えた⁽⁶⁾。

三番目に提起された (なお、パネル・上級委員会の判断はこれら 3 つの事件のうち最初に出されている) のが、米国・丁子タバコ輸入規制事件⁽⁷⁾である (2010 年 4 月協議要請)。これは、米国において、2009 年制定の法律に基づき⁽⁸⁾、メンソール以外の香り付きタバコの販売が禁止されたことについて、丁子タバコの輸出国であるインドネシアが訴えたものである。

なお、これら 3 つの事件は、いずれも 2012 年に上級委員会の判断が出され、履行までの期間が 2013 年前半に設定され、これら 3 件についていずれも被申立国となった米国は、履行期日までにそれぞれの事件について裁定の履行を行った旨の通告をしているが、申立国側は受け入れていない。

本稿においては、まず、TBT 協定についてその歴史と内容を概観した後、これらの紛争における TBT 協定の解釈について解説するとともに、3 事件のその後の経過についても触れることにする。

2. TBT 協定とは

(1) 制定の経緯

戦後構築された GATT 体制において、数次にわたる関税引下げ交渉 (ラウンド) の結果、各国の関税が大幅に引き下げられた一方、それまであまり注目されてこなかった非関税措置の存在が貿易に対する障壁として相対的に重要性を増してく

るようになったのは周知の事実である。そして、1973 年から開始された東京ラウンドで、各国が設ける基準の違いなどが貿易の障害となることを防ぐため、「貿易の技術的障害に関する協定 (スタンダード・コード)」が締結された。このスタンダード・コードは、各国の規格、検査手続、認証制度の制定・運用が国際貿易に対する不必要な障害とならないことを確保し、国際貿易を容易なものとするを目的として制定され、まず、規格・基準の定義と適用範囲を定めている。本協定の主な内容は、①貿易制限を目的とした基準・規格の制定・適用の禁止および最恵国待遇・内国民待遇といったガット原則の適用の確保、②国際規格の原則的採用等による規格・基準の国際的ハーモナイゼーションの推進、③規格・基準案の事前公表等による規格・基準の透明性の確保、④各国間での検査手続の受け入れの促進、⑤認証手続の事前公表等による透明性の確保および簡素化・迅速化、である。さらに、「貿易の技術的障害に関する委員会」の設置が決められ、当事国間で発生した紛争が協議によって解決されない場合には、同委員会が当事国の要請に従って、問題の調査を行うこととされていた。

しかし、スタンダード・コードは、東京ラウンドにおいて締結された補助協定として位置付けられており、その加入が各国の自由であったため、わずか 32 カ国の参加にとどまっており、その実効性には疑問が持たれていた。そこで、1986 年に開始されたウルグアイ・ラウンド交渉においてその改訂が目指されたのである。この新たな「貿易の技術的障害に関する協定 (TBT 協定)」は、WTO 協定の一部として 1995 年に一括受諾、発効した。

(2) 協定の概要

新たに締結された TBT 協定の基本的考え方は、従来のスタンダード・コードと変わるところはなく、加盟国においては、「自国の輸出品の品質を確保するため、人、動物又は植物の生命又は健康を保護し若しくは環境の保全を図るため又は詐欺的な行為を防止するために必要であり、かつ、適当と認める水準の措置をとることを妨げられる」べきでない」とされる一方、「強制規格及び

任意規格並びに強制規格又は任意規格の適合性評価手続が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること」が求められている⁽⁹⁾。そして、その規律対象は、「強制規格」、「任意規格」、「適合性評価手続」となっている。TBT協定は、従来のスタンダード・コードを継承するものであったが、主な相違点として、①開発途上国を含むすべてのWTO加盟国が受諾、②適合性評価手続の運用に関する透明性を確保する規定を加える、③WTOにおける紛争解決手続が強化された結果、より実効性が高まる、といった違いがある。

2011年3月11日の東日本大震災に伴い発生した福島第一原発事故による放射能汚染を懸念して日本からの輸出品に対して輸入の停止や放射能に関する検査、産地証明書などの提出を求める国々が相次いだことは記憶に新しいが、こうした検査にかかる要件などは、人々の口に入る食品であればSPS協定が規律し、工業品であればTBT協定が規律することになっている。

すでに述べたとおり、このTBT協定を根拠として提起される紛争はこれまであまりなかった。その理由として、内記は、TBT協定とガットの条項が重複しており、これまでの判例では、先にガットの条項が審査され、訴訟経済によりTBT協定について審査されなかったことを挙げている⁽¹⁰⁾。また、TBT協定に基づき設置されているTBT委員会が、紛争解決手続に案件が持ち込まれる前段階の紛争解決の場として一定程度機能していることも理由の1つとしてあげることができよう⁽¹¹⁾。

3. パネル・上級委員会判断の概要と評価

最近報告書が採択された3つの事件では、TBT協定の主要規定が問題とされ、その解釈がなされている。すなわち、①「強制規格」の定義、②第2.1条、③第2.2条、の解釈である。以下では、各事件においてこれらの条項がどのように解釈されたかを解説する。

(1) 「強制規格」とは

強制規格の定義は、TBT協定附属書1パラ1

に規定されているとおりであるが⁽¹²⁾、EC・アスベスト規制事件上級委員会が明確化している（アスベスト上級委 paras. 67-70）。すなわち、①産品の特性を、積極的に、又は、消極的に規定する文書であって、②対象産品又は産品グループが識別可能で、③その遵守が義務的なもの、である⁽¹³⁾。そして、3事件とも、この定義に従って問題とされる措置の「強制規格」性を認めている。

TBT協定においては、「強制規格」のほかに、「任意規格」についても規定されているが⁽¹⁴⁾、米国・マグロラベリング事件では、パネル段階で、ラベリング措置が「強制規格」か「任意規格」かが問題となった。パネルの多数は、①マグロ製品という識別可能な産品グループに適用されていること、②TBT協定附属書1パラ1にいう、ラベル等による表示に関する要件を定めていること、③米国内市場においてマグロを販売する際にラベリング要件を満たすことは義務的ではないものの、「ドルフィン・セーフ」とラベリングするための要件の義務付けであり、その遵守は義務的であることから、「強制規格」に当たると判断している（マグロラベリングパネル para. 7.111）。しかし、これには、個別意見として、「強制規格」性の判断については、ラベルの有無にかかわらず市場で販売できるかどうかを検討すべきであり、米国の措置は「ドルフィン・セーフ」ラベルの添付要件は規定してはいるが、「ドルフィン・セーフ」ラベルの添付の義務付けを行っているわけではないことから、「強制規格」とは言えないという意見がつけられた（同 para. 7.150）。なお、GATT期におけるツナ・ドルフィンケースでもこの点が問題となり、ラベリングに関してパネルは、「ラベリングはマグロ製品の販売を制限していない、なぜなら、マグロ製品は「ドルフィン・セーフ」ラベルを貼っても貼らなくても自由に販売できるからである。また、このラベリングは、政府から何らかの優位性を得るために合致させなければならない要件でもない。本ラベリングにより得られる可能性のある優位性は、「ドルフィン・セーフ」ラベルを選好する消費者の自由選択に依拠する。したがって、ラベリング措置は、マグロの漁獲方法を条件としてマグロ製品を販売する許可を与えるものでもなければ、マグロ製品の販売

に影響を与えるような優位性を政府から得るための条件でもない」と述べ、当該措置は「任意」のものであるとしている（ツナ・ドルフィンケース para. 5.42）。

一方、マグロラベリング事件上級委員会は、「強制規格」かどうかの判断は、問題となる措置の性格とケースの状況に基づき判断されるとした上で（マグロラベリング上級委 para. 190）、米国の措置は、ラベルの使用のための特定の要件を設けているのみならず、当該措置の設定する要件を満たさないいかなるマグロ製品に対しても「ドルフィン・セーフ」や「イルカ」、「海洋ほ乳類」という用語を含むラベルの使用を禁止していることから、米国の措置は、当該措置が設定する要件を満たさないマグロ製品に関して「イルカに対して安全」という文言を添付することはできず、結果的に「ドルフィン・セーフ」の定義を唯一のものにしていること（同 para. 195）、米国内市場において「ドルフィン・セーフ」のラベルなしにマグロ製品を販売することは可能だが、イルカに対して安全であることを主張するには、生産者、輸入者、輸出者、販売者のいずれも当該措置の要件を満たす必要があること（同 para. 196）、特定のラベルなしに製品を市場で販売することが可能となっている事実自体は、措置が「強制規格」かどうかを判断する上で決定的な要因ではないこと（同 para. 198）、を指摘した上で、パネルの判断を支持している（同 para. 199）。

マグロラベリング事件における「強制規格」かどうかの判断については、「ドルフィン・セーフ」ラベルなしのマグロが米国内市場で販売可能とは言え、他の方法によりいかにイルカに安全に漁獲されたマグロ製品であっても当該ラベルの添付要件を満たしていなければ「ドルフィン・セーフ」とラベリングして販売することができないことが、「強制性」の判断につながっていると言える。また、実際に販売側も消費者側も「ドルフィン・セーフ」なマグロ製品を選好するという状況があったのではないかと考えられる。しかしながら、確かに「ドルフィン・セーフ」ラベルを添付して販売するためには要件を満たす必要があるが、ラベル添付にかかわらず、どのような漁法で漁獲されたものであっても、すべてのマグロ製品

が米国市場で流通販売可能なことを考えれば、ラベル添付は「強制規格」ではなく、「任意規格」なのではないかと考えられよう⁽¹⁵⁾。

（２）TBT 協定第 2.1 条：「同種の製品」と「不利な待遇」

TBT 協定第 2.1 条では、「加盟国は、強制規格に関し、いずれの加盟国の領域から輸入される製品についても、同種の国内原産の及び他のいずれかの国を原産地とする製品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する」とされ、いわゆる最恵国待遇義務及び内国民待遇義務を規定している。本条違反となる要件は、①「強制規格」かどうか、②「同種の製品」かどうか、③輸入品に対して「不利な待遇」を与えているかどうか、である。以下では、「同種の製品」と「不利な待遇」がどのように解釈されたかについて解説する。

1) 「同種の製品」

同種性の判断については、パネル・上級委員会とも、基本的には、同様の文言があるガット第 3 条 4 項の解釈を参照して解釈されると判断している。ガット第 3 条 4 項の「同種の製品」の解釈については、1970 年の国境税調整 GATT 作業部会報告以来、先例において、(i) 製品の物理的特性 (the products' properties, nature and quality), (ii) 製品の特定の市場における最終用途 (the products' end-uses in a given market), (iii) 消費者の嗜好・習慣 (consumer tastes and habits in respect of the products), (iv) 関税分類 (the tariff classification of the products), に照らしてケースバイケースで判断するとされており、丁子タバコ規制事件パネルは、この 4 つの同種性の判断基準に基づいて同種性を見ていくとした（丁子タバコパネル paras. 7.148 以下）。しかしながら、ガット第 3 条 1 項のような一般原則がない状況で、ガット第 3 条 4 項の「競争条件」アプローチを自動的に当てはめることは適切ではないとし（同 para. 7.99）⁽¹⁶⁾、TBT 協定前文及び第 2.2 条から、ガット第 3 条 4 項における「同種の製品」の解釈とは異なる解釈をとることは可能であるとして（同 paras. 7.113-7.114）、具体的には、

問題とされる措置の規制目的を鑑み、「同種の産品」の判断基準のうち、製品の性質上の類似性と消費者の選好の一致に特段のウェイトを置いて判断している（同 para. 7.119）。また、マグロラベリング事件パネルも、ガット第3条4項の解釈は参照されるが、すべての点において同じ解釈である必要はなく、使用されている条項それぞれにおいて、それぞれの協定の文脈や目的、趣旨に照らして解釈されるべきとしている（マグロラベリングパネル paras. 7.219-7.220）。一方、丁子タバコ規制事件上級委員会は、規制の目的を考慮して判断することは適切ではないとして、従来通り「競争性」に着目して同種性を判断すべきと述べており（丁子タバコ上級委 paras. 108, 112）⁽¹⁷⁾、結局のところ、TBT協定における「同種性」の判断については、ほぼガット第3条4項における「同種性」の判断を踏襲しているものと言うことができる。

しかしながら、この点については、そもそも、ガット第3条4項とTBT協定第21条の趣旨は同一ではないのだから、同じ文言を使用しているとはいえ、同一の解釈を行うことには疑問が残る。この点、マヴロイデイス（Mavroidis）は、TBT協定が規律しているのは、その国家が行う規制政策であり、その規制の下での内国民待遇を検討すべきであり、例えば、マグロラベリング事件においては、単なるマグロと「ドルフィン・セーフ」ラベルを添付しているマグロを同種の産品として比較するのではなく、「ドルフィン・セーフ」ラベルを添付しているマグロの中で原産地による差別があったかどうか、すなわち、「ドルフィン・セーフ」ラベルを添付している輸入マグロと国産の「ドルフィン・セーフ」ラベルを添付しているマグロを比較検討すべきであると述べている⁽¹⁸⁾。さらには、競争関係の有無により同種の産品かどうかをTBT協定の文脈で判断するのは不適切な場合も考えられる。すなわち、そもそも同種の産品ではないにもかかわらず、要件からのみ検討して表面的に同種性を判断することになったり、逆に、TBT協定の文脈では同種の産品と判断すべきにもかかわらず、競争条件がないことをもって同種ではないと判断される可能性がある⁽¹⁹⁾。したがって、マグロラベリン

グ事件パネルが言うように、機械的にガット第3条4項における判断基準を導入し「競争関係の有無」を考慮するのではなく、TBT協定の文脈では、そもそもの規制目的を考慮して、そのうえで、異なる措置をとることが可能かどうかを検討すべきではないかと考えられる。

2) 「不利な待遇」

それでは、輸入品に対し「不利な待遇」を与えているかどうかについては、どのように判断されたのだろうか。これに関しては、丁子タバコ規制事件上級委員会が以下のような指針を示しており、マグロラベリング事件、COOL事件も基本的にこの考え方を踏襲している。

丁子タバコ規制事件上級委員会は、まず、TBT協定第21条における「不利でない待遇」は、同協定における特定の文脈に基づき解釈されたとした上で、その解釈に際しては、ガット第3条4項の解釈が有益であり、それを参照して、「競争条件の変更」があったかどうかを検討すべきとした（丁子タバコ上級委 para. 179）。しかし、第21条の解釈においては、同条は「法律上及び事実上の差別（*de jure and de facto discrimination*）」を禁止するものではあるが、正当な規制上の区別（*a legitimate regulatory distinction*）から生じる輸入品への悪影響を禁止するものではなく、法律上の差別がない場合には、単に輸入品の競争機会に対する悪影響があるかどうかの精査だけでは足りず、その悪影響が正当な規制上の区別から生じているかどうかを、事例の特定の状況、すなわち、問題となる強制規格の企図、設計、明らかになった構造、運用及び適用（*the design, architecture, revealing structure, operation, and application of the technical regulation at issue*）、特に、当該措置が公平なものかどうか（*whether that technical regulation is even-handed*）について検討する必要がある、とした（同 para. 182）。そして、これに当てはめ、丁子タバコ規制事件では、パネル・上級委員会双方が輸入品（インドネシア産丁子タバコ）に対する「不利な待遇」を認定している⁽²⁰⁾。

このような丁子タバコ規制事件上級委員会の判断は、以下のように、マグロラベリング事件・

COOL 事件に踏襲されている。すなわち、まず、マグロラベリング事件では、パネル段階では、「ドルフィン・セーフ」ラベルは世界中どこで捕獲されたマグロであってもラベル添付のためには要件を満たす必要があり、それ自身がマグロ製品に対して「不利な待遇」を与えているわけではないとし、メキシコ産マグロ製品が受ける特定の悪影響というのは主としてメキシコ自身の漁法選択を含む「製品の外国籍には関連しない要因又は状況」の結果であるとして、「不利な待遇」の存在を認めなかった（マグロラベリングパネル paras. 7.305, 7.337-7.338）。これに対し、マグロラベリング事件上級委員会は、パネルの判断を覆し、2.1条においては、産品の特性などによる区別（distinction）それ自体を不利な待遇としているわけではなく（マグロラベリング上級委 para. 211）、また、「不利な待遇」については、ガット3条4項で言っているように輸入産品に不利な効果を与える形で競争条件を変更してはならないことを指すものとされてきたが、そうした不利な効果の存在だけでなく、「そうした不利な効果が、輸入産品に対する差別だけではなく、専ら正当な規制の区別によるものかどうかを分析しなければならない」とした丁子タバコ規制事件上級委員会の判断を引用した上で、①米国の措置がメキシコ産マグロ製品に不利な効果を与える形で競争条件を変更するものかどうか、②その不利な効果がメキシコ産マグロ製品に差別を与えるものかどうか、という2段階で検討するとした（同 para. 231）。そして、特に、米国の措置が、異なる漁場における異なる漁法によって生じるイルカへのリスクについて公平に扱うものかどうかを検討するとした（同 para. 232）。まず、①については、「ドルフィン・セーフ」というラベルの添付が米国のマグロ製品市場において重要な市場価値（a significant commercial value）を持っており、それを添付できないことによってメキシコ産マグロ製品に不利な効果が生じていると述べた（同 paras. 233-235）。そして、この不利な効果は、措置を導入した米国政府によってもたらされていると認定した（同 para. 239）。次に、②の、このように生じている不利な効果が差別を与えるものかどうかについては、ほとんどのメキシコ産マグロ

がETP（東熱帯太平洋海域）内でイルカを囲い込む形で捕獲されており「ドルフィン・セーフ」ラベルの添付ができない一方で、米国产又は他国产マグロはETP外で他の漁法によって捕獲され、実際にはイルカに悪影響を与える形で捕獲されたとしても「ドルフィン・セーフ」ラベルを添付することができることになっていることから、ETP内と外とでのラベリング条件の相違が差別的であり、米国はこの違いを差別的ではないとする十分な証拠を示しておらず、その措置は公平であると言えないことから、TBT協定第2.1条違反を認定している（同 paras. 240, 298-299）。

COOL 事件でも、上級委員会は、「不利な待遇」の認定を、丁子タバコ規制事件上級委員会の考え方に沿って行っている。パネル段階では、問題とされた措置が事実上輸入家畜と国産家畜の分別を必要としていることから最もコストが安くすむ国産家畜だけを扱うインセンティブを業者に与えており、輸入家畜に対して不利な待遇を与えることで事実上の差別を行っていると判断したが（COOL パネル paras. 7.320, 7.330-7.331, 7.349, 7.357, 7.420）、上級委員会は、このパネルのアプローチは不完全なものであるとした。すなわち、パネルは国産家畜だけを排他的に扱うインセンティブを与えていることで、輸入家畜に対する競争条件を修正しているとしたが、その不利な効果が「正当な規制上の区別」にのみ起因しているかどうかを検討していないとして、その後の検討を行ったのである（COOL 上級委 para. 293）。そして、上級委員会は、川上の生産者の記録・証明要件の負担の大きさに比して、消費者に与えられる情報の少なさを問題視し⁽²¹⁾、この川上生産者に対する不均衡な負担は正当ではないとして、COOL 措置の要求する規制上の区別は、公平な方法によって適用されておらず、輸入家畜に対する不利な効果が正当な規制上の区別のみ起因するものではないとして、TBT協定第2.1条違反としている（同 paras. 347-350）。

TBT協定第2.1条の「不利な待遇」については、同様の文言があるガット第1条及び第3条との比較において、TBT協定にはガット第20条のような例外条項がないことから、規制目的が正当であったとしても差別的と判断された措置が正当

化され得ない可能性があるという観点からどのように解釈されるべきかが従来から問題となっていた。この点については、①ガット第20条の例外をTBT協定にも適用できるようにすべきという考え方がある一方で⁽²²⁾、②TBT協定第21条を解釈する際に、ガット第20条の解釈も含めるように解釈すべきとする考え方もある⁽²³⁾。①については、ガットの条文を他の協定に適用できるのか、すなわちガット以外の協定をガット第20条で正当化できるのか、という問題になるが、これについては、中国・原材料輸出規制事件上級委員会⁽²⁴⁾が否定している。同事件は、中国が行うボーキサイト、コークス、マグネシウムといった鉱物資源の輸出規制について米国・EU・メキシコがWTO協定違反を訴えたものだが、同事件上級委員会は、中国加入議定書違反をガット第20条で正当化できないと判示している（原材料上級委 paras. 278-307）。一方、②については、丁子タバコ規制事件上級委員会の解釈ではある程度達成しているように思われる。ガット第20条は、「同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件」として、ガット違反が認められた措置であっても、例外として、加盟国が国内政策として環境保護や人の健康の保護のためなどの措置を採ることを認めている。すなわち、ガットでは「不利な待遇」は輸入製品の競争条件に悪影響を与える場合と解釈され、その上で正当な規制目的を持っているのであれば、ガット第20条に照らして例外としうる。丁子タバコ規制事件上級委員会は、こうしたガットの基本構造を踏まえた上で、「21条では、特定の製品の性質やその生産工程・生産方法に専ら起因する区別が21条の不利な待遇を構成すると解釈すべきではない」（丁子タバコ上級委 para. 169）と述べている。TBT協定前文第6文は、加盟国は、「いかなる国も、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないこと及びこの協定の規定に従うことを条件として、自国の輸出品の品質を確保するため、人、動物又は植物の

生命又は健康を保護し若しくは環境の保全を図るため又は詐欺的な行為を防止するために必要であり、かつ、適当と認める水準の措置を採ることを妨げられるべきでないことを認め」るとする。すなわち、21条の解釈においては、ガット第20条のような例外を認める規定を持たないTBT協定において、同様の柔軟性を読み込み、各国の正当な政策目的の追求と貿易の阻害要因の排除との間のバランスを保つために、TBT協定前文第6文にあるような特定の政策目標を達成するために必要な措置を加盟国がとることを許容し、21条の対象範囲を狭く解したものと考えられる⁽²⁵⁾。産品に何らかの基準を設けて規格を設定するという制度はそもそも産品を差別するという性格を持つことは自明であり、あまりに厳しく解してしまうとその規格設定の政策目的の追求が困難になることは想像に難くない。上級委員会は、こういった点も考慮してこのような解釈にしたのではないかと考えられよう。

（3）TBT協定第2.2条：「正当な目的」と「より貿易制限的でない措置」

TBT協定第2.2条は、いわゆる必要性の要件を規定するものとされる。同条では、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」とした上で、正当な目的を、「国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全」と、例示的に列挙している。

第2.2条については、丁子タバコ規制事件パネルでは、問題とされる強制規格が、①「正当な目的」を達成するものかどうか、②目的が達成されない場合のリスクを考慮した上で、目的を達成するのに必要である以上に貿易制限的でないかどうか、を検討するとし（丁子タバコパネル para. 7.333）、まず、①「正当な目的」を達成するものかどうかについては、米国の措置の目的は、18歳以下の若年層の喫煙減少であり（同 para. 7.341）、これは人の健康保護という正当な目的であるとした（同 para. 7.347）。次に、②措

置が必要以上に貿易制限的かどうかについては、(i) ガット第20条(b)の解釈がTBT協定第2.2条を解釈する上で参照することが適当であるかを見た上で、(ii) 丁子タバコの禁止が米国が求める保護の水準を超えるかどうか、(iii) 丁子タバコの禁止が若年層の喫煙減少という正当な目的に対し実質的に貢献する(makes a material contribution)かどうか、(iv) 米国が求める保護の水準を達成するのに同等程度貢献するような代替措置があるかどうか、を検討するとした(同 para. 7.352)。そして、(i)については、パネルは、解釈については、ある条文の判例が別の条文に自動的に転用されるべきではなく、文言や文脈、条文の目的の違いを注意深く考慮しなければならないと述べた上で(同 para. 7.356)、TBT協定第2.2条第2文とガット第20条(b)はよく似ており、TBT協定第2.2条の文脈はガット第20条(b)と直接関連している(“establish a direct link”)こと、TBT協定前文第6文はガット第20条と同じ文言を使用していることから、TBT協定第2.2条の解釈に際してはガット第20条(b)の解釈を指針とする、とした(同 paras. 7.358-7.368)。そして、(ii)については、インドネシアは米国の設定する保護の水準は若者による喫煙を禁止ではなくなるべく阻止するものであり、丁子タバコの禁止は米国の設定する保護の水準を超えるものであると主張するが、米国の保護の水準に関する直接的な証拠を提出しておらず、丁子タバコの禁止が米国の設定する保護水準を超えているとは判断できないとした(同 paras. 7.371-7.374)。次に、(iii)については、インドネシアの主張をそれぞれ検討している。すなわち、(a) 丁子タバコがほかのタバコと比べて健康への危険が高いというわけではない、という主張に対しては、この主張は米国の措置が目的に対し実質的な貢献をしているかどうかの議論とは関係ない、とし(同 para. 7.384)、(b) 若年層は丁子タバコをそれほど使用しているわけではない、という主張については、インドネシアが6,800人の若年喫煙者がいるとしており、この数字は小さいとは言えない(同 para. 7.390)、(c) 若年層に人気のあるメンソールタバコが禁止されていない、という主張については、そのことが、丁子タバコの禁止が

若年層の喫煙減少に実質的に貢献していないとは言えない(同 para. 7.399)、(d) 丁子タバコの禁止によって若年層の喫煙をほとんど抑止できていないという科学的証拠については、米国もこれに反する多くの研究を証拠として提出しており、それによれば丁子タバコまたはほかの香り付きタバコの禁止は若年層の喫煙減少に貢献している(同 paras. 7.401-7.415)、とそれぞれ述べて、インドネシアは、丁子タバコの禁止が若年層の喫煙減少に実質的に貢献していないことを立証していない、とした(同 para. 7.417)。(iv)については、インドネシアは若年層の喫煙減少に貢献するより貿易制限的でない代替措置を挙げているが、これらが米国の求める保護の水準を達成するのに同等の貢献をする措置かどうかについて立証していない(同 paras. 7.422-7.423)、として、インドネシアは米国の措置のTBT協定第2.2条違反を立証できていないとした(同 para. 7.432)。なお、この点については、上級委員会に上訴されておらず、判断されていない。

次に、マグロラベリング事件ではどのように解釈されたのだろうか。まず、パネル段階では、丁子タバコ規制事件と同様、米国の措置の目的が正当かどうか、そして、その正当な目的を達成するのに当該措置が必要以上に貿易制限的かどうかについて検討している。前者については、米国の措置は、①マグロ製品がイルカに悪影響を与える方法で捕獲されているマグロを使用しているかどうかについて間違った情報を消費者に与えないようにすること、及び②イルカに悪影響を与えるような漁法の使用を控えることを奨励すること、であり(マグロラベリングパネル para. 7.401)、これらは、2.2条に例示列挙されている「詐欺的な行為の防止」、「動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護」に当たるとして、その正当性を認めている(同 paras. 7.436-7.437, 7.444)。そして、貿易制限性については、メキシコが提出した証拠によれば、米国の措置は、イルカに悪影響を与えるかもしれない漁法で捕獲されたマグロを使用した製品についても「ドルフィン・セーフ」ラベルの添付を許可している可能性があり、消費者に正確な情報を与えているとは言えず(同 paras. 7.517-7.531, 7.542)、また、メキシコが提示した(より

貿易制限的でない) 代替措置によっても、米国の措置が目的とする消費者への情報提供を行うことができる、とした(同 paras. 7.573-7.578)。さらに、②については、米国の措置は目的とは逆の効果を与えている可能性があり、当該措置は部分的にその目的を達成できておらず、メキシコの提示した代替措置はより貿易制限的でないものであると考えられ、米国の措置は、その正当な目的を達成する上で必要である以上に貿易制限的であることから、TBT協定第22条違反を認定した(同 paras. 7.597-7.623)。

しかし、マグロラベリング事件上級委員会は、米国の措置を22条違反としたパネルの判断を覆している。上級委員会は、TBT協定第22条の解釈に際しては、(i) 措置が追求される正当な目的に貢献する度合い、(ii) 措置の貿易制限性、(iii) リスクの性質と措置によって追求される目的が達成されないことに起因する結果の重大性、について検討する必要があるとした上で(マグロラベリング上級委 para. 322)、パネルの分析は少なくとも部分的には不適切な比較(improper comparison)に基づいており、比較すべきは「ドルフィン・セーフ」ラベリング要件とメキシコが提示した代替措置の要件ではなく、ETP内では、メキシコの提示した代替措置と米国の措置の要件は異なっていることから、パネルは、ETP内で捕獲されたマグロについて、メキシコが提示した代替措置が米国の措置と同程度にその目的を達成するものであったかどうかを検証すべきだったとした(同 para. 330)。そして、ETP内では、メキシコの提示した代替措置では、ラベリング要件を満たしていればイルカの囲い込みにより捕獲されたマグロであっても「ドルフィン・セーフ」ラベリングを使用できる一方、米国の措置では、イルカの囲い込み漁は禁止されており、代替措置によっては米国の目的を米国の措置と同程度に達成できるわけではない、として、パネルの判断を誤りとした(同 para. 331)。

COOL事件パネルでは、COOL法の目的は「原産地について消費者に情報を提供すること」であり、その目的の正当性は認められたものの、措置は、消費者にラベルの意味が容易に理解できないようになってきていること、特定のルールに従えば正確な

原産地情報を記載しなくてもよい場合があること等から、消費者に正しく理解されるように原産地に関する情報を提供しているとは思われないとし、22条における「正当な目的」を達成するものとは言えない(COOLパネル paras. 7.697-7.706)として、22条違反を認め、それ以上(「必要である以上に貿易制限的」かどうかについて)の検討は行わなかった(同 para. 7.719)。しかし、上級委員会では、パネル自身、COOL措置に基づくラベリングは原産地に関する情報を消費者に提供するという目的には貢献していると認定していると述べ、措置は正当な目的を達成していないとしたパネルの判断を覆している(COOL上級委 para. 468)。その上で、問題となる措置が、必要である以上に貿易制限的であるかどうかの検討に入るが、①一定程度消費者に対して原産地情報を提供するという目的には貢献しており、②貿易制限性も存在し、③目的が達成できないことによって生じる危険性も特に重大ではないものの(同 para. 479)、問題とされる措置と提示された代替措置との比較についての事実認定が欠如していることから、COOL措置がその正当な目的を達成するのに必要である以上に貿易制限的かどうかを判断できないとしている(同 para. 491)。

TBT協定第22条の解釈に関連して、次の2点について指摘しておきたい。まず1つは、22条で例示列挙されている「正当な目的」に含まれる範囲である。22条では、すでに述べたとおり、「国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全」という5つが例示として挙げられているが、丁子タバコ規制事件では、「若年層の喫煙の減少」を「人の健康の保護」に当たるとして、また、マグロラベリング事件では、イルカへの害を与える漁法をやめさせるという目的を「動物の健康の保護」に当たるものとして、それぞれの措置が追求する目的の正当性を認めている。そして、COOL事件においては、22条の例示にはない「消費者への情報提供」も正当な目的と認められたところである。これについて、COOL事件では、以下のように検討された。すなわち、まず、パネルでは、COOL法の目的を「原産地について消

費者に情報を提供する」こととした上で (COOL パネル para. 7.620), この目的が正当かどうかを判断するために、「法又は原則に合致するか」、「正当かつ妥当か」又は「広く認められた標準型に一致するかどうか」を検討している (同 para. 7.631)。そして、TBT 協定第 2.2 条第 3 文は、正当な目的について列挙しているが、対象となる目的はここで特に言及されているもの以上のものがあり得るし、列挙された目的と明示的に関連している必要はなく、広い範囲の目的が該当しうるとし (同 paras. 7.632-7.634), 本件の申立国及び第三国参加国において設けられている強制ラベリング措置の例を検討したところ、その多くが食品の原産地についての情報を消費者に提供する目的となっており、これは TBT 協定上正当な目的と加盟国が考えていることを示すと述べた (同 para. 7.638)。そして、ある政策目的が正当かどうかの判断は、世の中から孤立して決定されるものではなく、我々が現実に住む世界における文脈の中で決定されなければならない、社会規範に相応のウェイトが与えられなければならないこと、そして、これまでの検討から、産品の原産地についての消費者への情報の提供は、WTO 加盟国間の相当部分において現在の社会規範の要請と一致していると考えられることから、当該目的を TBT 協定第 2.2 条の意味における「正当な目的」と結論した (同 paras. 7.650-7.651)。これについて、上級委員会は、パネルの正当性の決定にはいくつか不明確な点があるものの (COOL 上級委 paras. 449-452), 「正当性」の決定に当たっては、TBT 協定第 2.2 条に列挙してあるリストに加え、前文やそのほかの協定における目的も参考にできるとした上で (同 paras. 370-372), 消費者に原産地の情報を与えるという目的は、TBT 協定第 2.2 条及びガット第 20 条 (d) の詐欺的行為の禁止という目的と関連しており、また、ガット第 9 条の原産地表示における規定でも加盟国に対し輸入産品に原産地を表示させる権利があることを明確認識していることから、これらにより、消費者へ情報を与えるという目的の正当性が指示されるとして (同 para. 445), パネルの認定を支持している (同 para. 453)。このように、COOL 事件で述べられたように正当な目的について列挙されている

事項以外のものも正当な目的と認めうることに鑑みれば、かなり広い範囲で加盟国が行う規制措置の「正当性」が認められる可能性があることになろう。こうしたパネル・上級委員会の態度は、加盟国の規制権限に対する謙抑的姿勢の表れともいえることができる。

次に、TBT 協定第 2.2 条違反の認定についてである。本稿で分析した 3 つの事件においては、いずれも 2.2 条違反を認めていない。これらの上級委員会の判断基準を見る限り、提示された代替措置が被申立国のいう「正当な目的」をどの程度達成するのかという点を重視しており、それがかなり狭く解されていることから、加盟国の設定する「正当な目的」とそれを達成する措置については相当加盟国の意思を尊重しているように思われる。この点については、2.1 条の差別を認定することよりも 2.2 条における必要性の有無を判断する方が加盟国に対する介入の程度が大きいということと相俟って⁽²⁶⁾、2.2 条違反の訴えが認められにくくなっていると考えられよう。

4. おわりに

(1) 分析のまとめ

本稿においては、TBT 協定のコアの規定である 2.1 条及び 2.2 条がどのように解釈されたかについてみてきた。まず、2.1 条については、「同種性」の判断に際しては、ガット第 3 条 4 項の「同種の産品」の「競争条件」アプローチを修正する動きも見られたが、結局はほぼ同アプローチを踏襲していると言える。一方、「不利な待遇」の判断においては、「輸入品の競争条件に悪影響を与える修正」があったかどうかだけではなく、その悪影響が正当な規制上の区別から生じているかどうか、特に、問題とされる措置が公平なものかどうか、という観点から審査するという、新たな判断基準が示されている。すなわち、これは、輸入品に対する差別があったとしても、それが「正当な規制目的」のもとで行われているのであれば認められるということを示しており、その性質から多分に差別的な性格を持たざるを得ない強制規格について、より丁寧に実質的な悪影響を及ぼす差別が存在するのかどうかを見ていくものと考えら

れる。しかしながら、本稿で見えてきた3つの事件では、いずれも2.1条違反が認定されており、決して判断基準が緩やかであるということではないことに注意すべきであろう。

一方、2.2条では、問題とされる強制規格が、①「正当な目的」を達成するものかどうか、②目的が達成されない場合のリスクを考慮したうえで、目的を達成するのに必要である以上に貿易制限的でないかどうか、が審査されるが、①については、2.2条で列記されていない「消費者への情報提供」が同条の「正当な目的」に入ることが明確にされている。もちろん、2.2条のリストは限定列挙ではないことから、様々な政策目的が入りうるわけだが、消費者とのコミュニケーションが重要視される現代において、消費者への情報提供が正当な目的と明確に認められたのは意義深い。また、②については、「正当な目的」を完全に達成しているかどうかを見ただけではなく、目的への貢献度を見てある程度の貢献度を確認したうえで、代替措置との比較で「必要以上に貿易制限的」かどうかを判断している。したがって、この点については、パネル・上級委員会が納得できるような政策目的をきちんと達成しうる代替措置をいかに提示できるかが重要になってくるのではないと思われる。なお、2.2条については、3つの事件ともに違反を認定されていないことから、その判断基準は比較的緩やかであり、「正当な目的」を持つ政策を実行するという加盟国の意思を相当程度尊重していると言えよう。

(2) 今後の展望

本稿で検討したTBT協定を巡る3つの事件については、3件とも履行期間が2013年前半に設定されており、米国は履行期間中の規定変更を迫られた。履行期間が2013年5月23日までとされたCOOL事件においては、米国農務省はCOOL法を同日までに改正している。改正内容によれば、①これまで許容されていた同日生産日における精肉の混合を禁止、②家畜の出生、肥育、と畜が行われたそれぞれの国名を明記すること、とされている。こうした米国の改正に対し、カナダ・メキシコ両国は反発し、特にカナダは履行確認パネルの設置や対抗措置の実施を検討していた⁽²⁷⁾。

結局2013年8月20日付でカナダ・メキシコ両国から履行確認パネルの設置要請があり⁽²⁸⁾、8月30日のDSB会合において議題とするよう要請があったが、同日行われたDSB会合では米国がパネル設置について異議を唱えたため、その設置を延期していた⁽²⁹⁾。しかしながら、2013年9月25日のDSB会合においてカナダ・メキシコ両国から再度の設置要請があり、履行確認パネルの設置が決定されている⁽³⁰⁾。

マグロラベリング事件については、履行期間が2013年7月13日までとされており、7月12日にUSTRは勧告を完全に履行した旨の報道発表を行っている⁽³¹⁾。改正ルール⁽³²⁾によれば、ETP(東熱帯太平洋海域)の外においても漁獲中にイルカの死亡又は深刻な負傷がないことを船長又は承認された監視者が証明することが求められることとなった。しかしながらメキシコは、米国は依然としてメキシコが漁業を行うETPにおいて非常に効果的かつ国際合意にも合致した形のイルカの保護を行うレジームと、イルカの死傷率が高いようなイルカ保護に資さない漁獲レジームという2つのレジームを維持しているとして非難した⁽³³⁾。そしてメキシコは履行確認パネルの設置を要請し、2014年1月22日にその設置が承認された⁽³⁴⁾。

丁子タバコ規制事件については、履行期間は2013年7月24日までとされ、米国は7月23日に行われたDSB会合において、米国政府は履行措置として、FDAによる米国市場におけるメンソール入りタバコの将来の処遇についてのパブリックコメントを求めるANPRM(Advanced Notice of Proposed Rule Making: 規制案の事前告示)の実施⁽³⁵⁾、メンソール入りタバコとその他のタバコについてのFDAによる新たな研究評価の公表、メンソール入りタバコの利用減少に資する新たな教育的キャンペーンの実施、等を行っている旨通報したが⁽³⁶⁾、インドネシアはこれを不服とし、8月23日のDSB会合において対抗措置実施の承認申請を行っている⁽³⁷⁾。一方米国は8月23日付で、インドネシアによる譲許その他の義務の停止については反対であり、インドネシアの申請は手続きに則っていない旨主張した⁽³⁸⁾。そして、8月23日に行われたDSB会合において

この問題が仲裁に付される旨決定されている⁽³⁹⁾。

米国の履行措置は、丁子タバコ規制事件を除き、問題となった措置を強化する形で行われている。すなわち、米国のWTO法違反を訴えたカナダやメキシコは、紛争解決手続では勝利を得ることができたが、そもそもの狙いであった自国の輸出増を促すような米国の規律改正には結びつかず、両国の思惑が外れた結果となった。TBT協定においては貿易に対する不必要な障害をもたらすことを防ぐために2.2条が規定されているが、上級委員会は、本条については規制設定国（被申立国）の規制権限を尊重する形での判断を行っており、この点を鑑みれば、TBT協定第2.1条違反を訴えてその違反が認められても、2.1条に合致するような措置設定国の履行が必ずしも申立国に有利な貿易状況への改善の方向へ行くとは限らない可能性が考えられよう。そのような意味において、COOL事件及びマグロラベリング事件の履行確認パネルがどのような判断を下すのかが注目される場所である。

TBT協定の解釈については、本稿で見てきた3つの事件の判断によりかなり明確化されてきた部分があるが、依然として、たとえば、ガット第3条4項とTBT協定第2.1条の解釈は本当に同じなのかそうでないのか、TBT協定の対象としていわゆる産品非関連PPM（Process or Production Methods; 生産工程・生産方法）規制は含まれるのか含まれないのか、等、解釈上明らかではない部分もあることから、今後の判断も注視していく必要があるとともに、今後、これらのケースと同様の問題が提起された場合に、WTOが引き続き消費者保護や環境保護といった各国の国内政策に係る法益と自由貿易の利益との調整をどのように図っていくのかにも注目していく必要がある。

注(1) 本稿では、「ガット」：条約規範としての関税と貿易に関する一般協定、「GATT」：国際組織、「GATT体制」：ガット及び組織としてのGATTによって構成される国際規律の体系、「WTO協定」：条約規範、「WTO」：国際組織、「WTO体制」：全体的な規律体系、として用いることとする。用語法について、小寺彰(2000, 1-2, 63頁)参照。

(2) 同事件を分析したものとして、内記(2013b)、吉田

(2013, 2012)。

(3) ラベリング要件を定めるイルカ保護と消費者情報に関する法(Dolphin Protection and Consumer Information Act; DPCIA)によれば、以下のマグロ漁について、ラベリングを禁止している(マグロラベリングパネル paras. 207-208)。

- A) 流し網漁法(driftnet fishing)による公海での漁
- B) ETP外での巾着網漁

(i) ETPでみられるのと同様の通常かつ相当程度のイルカとマグロの魚群があると米国商務省に認められた場合の漁

(ii) (Dに当てはまらない)その他の漁

- C) ETP内での巾着網漁

以上のカテゴリーに適合せず米国商務省によりイルカの通常かつ相当程度の死亡または深刻な負傷と認められた漁

なお、B(i)については、イルカが死んでいないことを当該漁船船長及び商務省に承認された監視者が書面で提出すればラベリングは可能とされている(同para. 2.10)。また、B(ii)については、船長がイルカを意図的に活用(intentionally deployed on)又は囲い込み(used to encircle)をしていないと書面で提出すればよいとされる(同para. 2.11)。一方、Cの場合、船長及び国際イルカ保全プログラム(IDCP)によって承認された監視者の双方により、イルカが死んだり重傷を負っていないことを証明する書面、商務省又はIATTC等による監視者がIDCPによって承認されていることの証明、マグロ輸入者、輸出者、加工業者の裏書署名(endorsement)、以上の書面及び署名が法令に合致していることが必要とされている(同para. 2.12)。

すなわち、ETP内におけるメキシコの漁船団により漁獲されたマグロの取り扱いが、ETP外で漁獲されたマグロのそれと比較して、ラベル使用要件が厳格であったことが問題とされた。

(4) 同事件を分析したものとして、石川(2013)、小寺智(2013, 2012)。

(5) 2002年農業法及び2008年農業法により修正された1946年農業市場法(COOL法)により、牛肉、羊肉、鶏肉、山羊肉、豚肉、挽肉、魚介類、生鮮農産物、マカダミアナッツ、ペカンナッツ、朝鮮人参、ピーナッツについて、小売り段階での原産地表示を義務づけた。本件においては、COOL法及びその実施規則である2009年最終規則が審理の対象(「COOL措置」とされた(COOLパネル paras. 7.54, 7.59-7.60))。

(6) 2009年最終規則によれば、食肉についてのラベリングは次のように規定されている。

- ① 出生、肥育、と畜がすべて米国：ラベルA「米国産」
- ② 出生、肥育、と畜、いずれかが米国：ラベルB「米

- 国, X 国産]
- ③ 直ちにと畜目的で輸入：ラベル C 「X 国, 米国産」
- ④ 出生, 肥育, と畜, すべて外国：ラベル D 「X 国産」
- また, ラベルの使用にはいくつかの柔軟性があり, たとえば, B, C が混合された食肉についてはラベル B 又は C のいずれかが使用可能, ラベル B は国名の列記の順番が自由であることから, ラベル C との重複があり得る (COOL パネル paras. 7.87-7.100)。
- (7) 同事件を分析したものとして, 中川 (2013), 内記 (2013a)。
- (8) 家族喫煙防止タバコ規制法 (Family Smoking Prevention and Tobacco Control Act; FSPTCA) 101 条 (b) により追加された 2009 年食品医薬化粧品法 (Federal Food, Drug and Cosmetic Act; FDCA) 907 条 (a) (1) (A) では, 「紙巻きタバコ (シガレット) は, 構成要素または添加物として, タバコまたはメンソール以外の人工的または天然の香り, イチゴ, ブドウ, オレンジ, 丁子, シナモン, パイナップル, バニラ, ココナッツ, リコリス, ココア, チョコレート, さくらんぼ, コーヒーを含む, タバコ製品またはタバコの煙を性格付けるようなハーブまたはスパイスを含んではならない」と規定している (丁子タバコパネル para. 24)。
- なお, 米国のタバコ市場では, 喫煙人口の 4 分の 1 がメンソール入りタバコを使用している一方, 丁子タバコの消費量は全体の 0.1% で, その大半がインドネシアからの輸入であるとされる (丁子タバコパネル paras. 2.24-2.28)。また, メンソール入りタバコはそのほとんどが米国産とされる (丁子タバコ上級委米国陳述書 paras. 25-26)。
- (9) TBT 協定前文第 6 文。
- (10) 内記 (2012, 70 頁)。TBT 協定違反を提起していた EC・アスベスト規制事件においても, パネル・上級委員会は, TBT 協定よりも GATT 規定を先に審査している。それが近年増えてきた理由として内記は, 判例の積み重ねにより GATT 上の条文の解釈適用が明確になり, TBT 協定の同様の条項にそれを参照することで TBT 協定の解釈が予見可能になったことを挙げる。同。
- (11) マヴロイデイス (Mavroidis) によれば, TBT 協定に関係する問題の多くが TBT 委員会において「特定の貿易上の関心事項 (Specific Trade Concerns)」として提起され議論された上で解決されることも多いという。Mavroidis (2013, p. 510, n. 2)。
- (12) 強制規格の定義は以下の通り。
- TBT 協定附属書 1 この協定のための用語及びその定義
- 1 強制規格
- 製品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について規定する文書であって遵守することが義務づけられているもの (適用可能な管理規定を含む)。
- 強制規格は, 専門用語, 記号, 包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって製品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ, また, これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。
- (13) なお, EC・アスベスト規制事件では, 「すべての製品はアスベストを含んではならない (all products must not contain asbestos fibres)」というアスベスト使用をすべての製品について禁止する措置が, 消極的に特性を規定していると解された。(「アスベストを含む製品を禁止するという消極的 (negatively) な形ではあるが, この観点から [アスベストに対する規制はアスベストを含む製品の規制を通してのみ達成されるという観点から], 当該措置は, すべての製品に対し特定の目的, 品質, 又は「特性」について効果的に規律していることは重要である。(It is important to note here that, although formulated *negatively*- products containing asbestos are prohibited - the measure, in this respect, effectively prescribes or imposes certain objective features, qualities or “characteristics” on all products.)」アスベスト上級委 para. 72 参照)。
- (14) 任意規格の定義は, TBT 協定附属書 1 パラ 2 によれば, 「製品又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則, 指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する, 認められた機関が承認した文書であって遵守することが義務づけられていないもの。任意規格は, 専門用語, 記号, 包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって製品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ, また, これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。」とされる。
- (15) 同旨, 内記 (2012, 71-72 頁)。また, マヴロイデイスもラベリングは「強制規格」ではなく「任意規格」であったとして, 上級委員会の判断を批判している。Mavroidis (2013, pp. 522-523)。
- (16) なお, ガットでは, 第 3 条 1 項で, 内国課徴金や内国法令・要件等は, 「国内生産に保護を与えるように輸入製品又は国内産品に適用してはならない」と一般的な内国民待遇原則を定め, 4 項で, 輸入製品について, 内国法令・要件等で, 「国内原産の同種の産品に許与される待遇より不利でない待遇を許与される」と規定されている。ガット第 3 条の解釈について, 内記 (2008) 参照。
- (17) なお, 強制規格における規制上の目的を考慮することを全く否定するものではなく, 規制目的が製品間の競争関係に影響を与える限りにおいて考慮しようとしている (丁子タバコ上級委 paras. 117-119)。また, マ

- グロラベリング事件においては、この点について上級委員会への上訴はなかったため、判断がなされていない。
- (18) Mavroidis (2013, pp. 516-517, 519).
- (19) Regan (2013, pp. 61-64). また、Mavroidis and Saggi も、TBT 協定では、市場での同種性を見るのではなく、その政策を見るのであるから、単に市場において「同種」だからと言って TBT 協定上「同種」であると判断すべきではないとして批判している (Mavroidis and Saggi (2013, p. 22)).
- (20) 米国・丁子タバコ規制事件上級委員会は、問題となる措置により禁止されるのは、主にインドネシアから輸入される丁子タバコである一方、国産のメンソール入りタバコの流通・販売は許可されており、本件措置による丁子タバコの競争機会への悪影響は、インドネシアからの丁子タバコという、国産メンソール入りタバコと同種の輸入製品に対する差別を反映しているとし (丁子タバコ上級委 paras. 222-223), 本件措置が目的としたのは、若年層がタバコの喫煙を開始することによりハードルの低い香り入りタバコを禁止することで若年層の喫煙を減少させるというものであり、丁子タバコとメンソール入りタバコはどちらもそのような (香り入りという) 特徴を持っているにもかかわらず、一方が禁止され、もう一方は許可されていることから、丁子タバコの競争機会への悪影響は、正当な規制上の区別に起因するものではない、とした (丁子タバコ上級委 paras. 225-226)。
- (21) COOL 法によれば、流通過程において、生産者は、あらゆる情報を保持・伝達する必要があり、そうした記録を1年保有しておく必要がある。また、監査の際に農務省にそれを提示できるようにしておく必要がある。例えば、家畜生産者は、米国で生まれ育った子牛と、メキシコで生まれて米国で育った子牛の区別をする必要がある、屠殺業者は、カナダ生まれで米国育ちの豚と、屠殺のためにカナダから輸入されて即屠殺された豚との区別をしておく必要がある。しかし、ラベリングの段階では、原産地の国名をリストしてラベリングするように規定されているものの、どの段階でどの国原産であるかを書く必要はない。すなわち、例えば、ラベル B や C においては、どの国でどの段階 (生誕なのか肥育なのか屠殺なのか) がとられたのかを表示されず、単に国名を書くだけに過ぎない。これが、「消費者には少しの情報しか与えられていない」ということの意味である (COOL 上級委 paras. 342-343 参照)。
- (22) なお、中国が鶏肉の輸入制限について米国を訴えた中国産鶏肉輸入規制事件パネルでは、SPS 協定違反をガット第 20 条で正当化できるかどうかの検討が行われている (中国産鶏肉パネル para. 7.481)。
- (23) Marceau and Trachtman (2004, pp. 336-337).
- (24) 中国・原材料輸出規制事件について、川島 (2013)。
- (25) Marceau (2013, p. 4).
- (26) Shaffer (2013, p. 198).
- (27) Inside US Trade (2013).
- (28) COOL カナダ履行手続要請, COOL メキシコ履行手続要請参照。
- (29) WTO (2013a).
- (30) WTO (2013b). なお、履行確認パネル最終報告書は 2014 年 7 月に発出予定となっている。
- (31) USTR (2013).
- (32) マグロラベリング修正規則参照。
- (33) メキシコ経済省発表参照。なおメキシコは同様の主張を 2013 年 8 月 30 日の DSB 会合で行った。
- (34) なお、2014 年 1 月 27 日に原パネルのパネリストをメンバーとした履行確認パネルが構成されており、2014 年 12 月までにはパネル報告書が出される予定。
- (35) FDA (2013).
- (36) International Economic Law and Policy Blog (2013).
- (37) 丁子タバコ 22.6 仲裁要請参照。
- (38) 丁子タバコ 22.6 仲裁要請参照。
- (39) 丁子タバコ 22.6 仲裁人決定参照。

〔引用文献〕

(GATT/WTO 文書)

- United States – Restrictions on Imports of Tuna, Report of the Panel, DS21/R (3 Sep. 1991)(「ツナ・ドルフィンケース」).
- European Communities – Measures Affecting Asbestos and Asbestos-Containing Products, Report of the Appellate Body, AB-2000-11, WT/DS135/AB/R (12 March, 2001) (「アスベスト上級委」).
- United States – Certain Measures Affecting Imports of Poultry from China, The Report of the panel, WT/DS392/R (17 April 2009)(「中国産鶏肉パネル」).
- China – Measures Related to the Exportation of Various Raw Materials, Report of the Panel, WT/DS394, 395,398/R (5 July 2011) (「原材料パネル」).
- China – Measures Related to the Exportation of Various Raw Materials, Report of the Appellate Body, AB-2011-5, WT/DS394, 395,398/AB/R (30 Jan. 2012) (「原材料上級委」).

- United States – Measures Concerning the Importation, Marketing and Sale of Tuna Products, Report of the Panel, WT/DS381/R (15 Sep. 2011) (「マグロラベリングパネル」).
- United States – Measures Concerning the Importation, Marketing and Sale of Tuna Products, Report of the Appellate Body, AB-2012-2, WT/DS381/AB/R (16 May 2012) (「マグロラベリング上級委」).
- United States – Certain Country Origin Labelling (COOL) Requirements, Report of the Panel, WT/DS384/R, WT/DS/386/R (18 Nov. 2011) (「COOL パネル」).
- United States – Certain Country Origin Labelling (COOL) Requirements, Report of the Appellate Body, AB-2012-3, WT/DS384/AB/R, WT/DS386/AB/R (29 June 2012) (「COOL 上級委」).
- United States – Certain Country Origin Labelling (COOL) Requirements, Recourse to Article 21.5 of The DSU by Canada, WT/DS384/26 (20 August 2013) (COOL カナダ履行手続要請).
- United States – Certain Country Origin Labelling (COOL) Requirements, Recourse to Article 21.5 of The DSU by Mexico, WT/DS386/25 (20 August 2013) (COOL メキシコ履行手続要請).
- United States – Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes, WT/DS406/R (2 Sep. 2011) (「丁子タバコパネル」).
- United States – Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes, WT/DS406/AB/R (4 April 2012) (「丁子タバコ上級委」).
- Appellant Submission of the United States, US-Clove Cigarettes (http://www.ustr.gov/webfm_send/3225) (「丁子タバコ上級委米国陳述書」).
- United States – Measures affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes: Recourse to Article 22.2 of the DSU by Indonesia, WT/DS406/12 (13 Aug. 2013) (「丁子タバコ 22.2 仲裁要請」).
- United States – Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes: Recourse to Article 22.6 of the DSU by the United States, WT/DS406/13 (23 Aug. 2013) (「丁子タバコ 22.6 仲裁要請」).
- United States – Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes: Recourse to Article 22.6 of the DSU by the United States, Constitution of the Arbitrator, Note by the Secretariat, WT/DS406/14 (2 Sep. 2013) (「丁子タバコ 22.6 仲裁人決定」).
- (英語文献)
- “Canada Preparing To Request Compliance Panel In U.S. COOL Dispute,” *Inside U.S. Trade*, Vol. 31, No. 26 (June 28, 2013).
- Marceau, Gabrielle (2013) “The New TBT Jurisprudence in US – Clove, WTO US – Tuna II, and US – COOL”, *Asian Journal of WTO & International Health Law and Policy* 8 (1).
- Marceau, Gabrielle, and Joel P. Trachtman (2004) “GATT, TBT and SPS: A Map of WTO Law of Domestic Regulation of Goods”, in F. Ortino and E.-U. Petersmann (eds.) *The WTO Dispute Settlement System 1995-2003*, Kluwer Law International.
- Mavroidis, Petros and Saggi, Kamal (2013) “What is not so cool about US COOL regulations/ A critical Analysis of the Appellate Body's Ruling on DS 384 (US versus Canada) and DS 386 (US versus Mexico),” Working Paper, *available at* <https://my.vanderbilt.edu/kamalsaggi/files/2011/08/MAVSAG-05-27-13.pdf> (2014年1月7日アクセス).
- Mavroidis, Petros (2013) “Driftin' too far from shore – Why the test for compliance with the TBT Agreement Developed by the WTO Appellate Body is wrong, and what should the AB have done instead”, *World Trade Review* 12 (3).
- Regan, Donald H. (2013) “Regulatory purpose in GATT Article III, TBT Article 2.1, the Subsidies Agreement, and elsewhere: Hic et ubique”, in Geert van Calster and Denise Prevoost (eds.), *Research Handbook on Environment, Health and the WTO*, Edward Elgar Publishing.
- Shaffer, Gregory (2013) “United States – Measures Concerning the Importation, Marketing and Sale

- of Tuna and Tuna Products”, *American Journal of International Law* 107 (1).
- (日本語文献)
- 石川義道 (2013) 「米国・原産国表示事件の分析～TBT 協定 2 条 2 項の必要性要件の検討を中心に～」『*国際商事法務*』第 48 卷 4 号, 5 号。
- 川島富士雄 (2013) 「【WTO パネル・上級委員会報告書解説⑦】中国－原材料の輸出に関する措置 (DS394, DS395, DS398)－輸出規制に対する規律に関する解釈の現状と課題－」RIETI Policy Discussion Paper Series, 13-P-015。
- 小寺彰 (2000) 『WTO 体制の法構造』, 東京大学出版会。
- 小寺智史 (2013) 「DS384: 米国－輸入畜産物にかかるラベリング措置 (上級委員会)」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 (2012 年度版)』, 経済産業省。
- 小寺智史 (2012) 「DS384: 米国－輸入畜産物にかかるラベリング措置 (パネル)」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 (2011 年度版)』, 経済産業省。
- 内記香子 (2008) 「ガット第 3 条内国民待遇規定の機能と「同種の産品」の認定基準」『WTO 法と国内規制措置』, 日本評論社。
- 内記香子 (2012) 「WTO 法と加盟国の非経済規制主権—GATT, SPS 協定, TBT 協定による新秩序」日本国際経済法学会編『*国際経済法講座 I 通商・投資・競争*』, 法律文化社。
- 内記香子 (2013a) 「【WTO・パネル上級委員会報告書解説⑤】米国－クローブ入りタバコ規制事件 (インドネシア) (DS406)－TBT 協定 2.1 条と GATT 3 条 4 項の関係を中心に－」RIETI Policy Discussion Paper Series, 13-P-013。
- 内記香子 (2013b) 「【WTO・パネル上級委員会報告書解説⑥】米国－マグロラベリング事件 (メキシコ) (DS381)－TBT 紛争史における意義－」RIETI Policy Discussion Paper Series, 13-P-014。
- 中川淳司 (2013) 「DS406: 米国－クローブ・タバコの流通・生産に関する措置 (パネル・上級委員会)」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 (2012 年度版)』, 経済産業省。
- 吉田脩 (2013) 「DS381: 米国－マグロ・マグロ製品の輸入販売に関する措置 (上級委員会)」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 (2012 年度版)』, 経済産業省。
- 吉田脩 (2012) 「DS381: 米国－マグロ・マグロ製品の輸入販売に関する措置 (パネル)」『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 (2011 年度版)』, 経済産業省。
- (インターネット資料 (アクセス日はすべて 2014 年 1 月 7 日))
- Department of Commerce, “Enhanced Document Requirements To Support Use of the Dolphin Safe Label on Tuna Products”, *Federal Register* Vol. 78, No. 131 (Tuesday July 9, 2013), *available at* <http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2013-07-09/pdf/2013-16508.pdf>.
- FDA (2013), “FDA News Release: FDA invites public input on menthol in cigarettes,” *available at* <http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm361966.htm>.
- International Economic Law and Policy Blog (2013), “Implementing the Clove Cigarettes Case” (July 23, 2013 posted), *available at* <http://worldtradelaw.typepad.com/ielpblog/2013/07/implementing-the-clove-cigarettes-case.html>.
- Secretaria de Economia, “Mexico will challenge before the World Trade Organization the new regulation of the United States on labelling “Dolphin-safe””, *available at* <http://www.economia.gob.mx/news-and-events/press-room/headlines/9650-boletin-conjunto-110713-en> (「メキシコ経済省発表」).
- USTR (2013) “U.S. Announces Compliance in World Trade Organization “Dolphin-Safe” Labeling Dispute,” *available at* <http://www.ustr.gov/about-us/press-office/press-releases/2013/july/US-complies-tuna-dolphin>.
- WTO (2013a) “2013 NEWS ITEMS: Panel established on EU complaint against China’s anti-dumping duties”, *available at* http://www.wto.org/english/news_e/news13_e/dsb_26aug13_e.htm.
- WTO (2013b) “2013 NEWS ITEMS: Panels established at the request of Panama, Honduras, Mexico

and Canada”, *available at* http://www.wto.org/english/news_e/news13_e/dsb_25sep13_e.htm.

The Jurisprudence of the TBT Agreement: An Analysis of the Interpretations in the US – Clove Cigarettes, US – Tuna II, and US – COOL cases

Tomoko KYOGOKU-TANABE* and Norio FUJIOKA

Summary

Until recently, there have been few cases involving the WTO Agreement on Technical Barriers to Trade (TBT) that sets the rules for technical regulations and standards. However, in 2012, the WTO Appellate Body (AB) issued, almost simultaneously, three reports involving the US – Clove Cigarettes, US – Tuna II, and US – COOL cases that dealt with the issues relating to the TBT Agreement. In this paper, the interpretations of Articles 2.1 and 2.2 of the TBT Agreement will be examined.

In reviewing Article 2.1, the AB found that the interpretation of “like products” in the TBT Agreement should be approached in a manner similar to that of GATT Article III:4 that includes the same words “like products.” As for the interpretation of the term “less favourable treatment,” the AB decided that the term “should not be interpreted as prohibiting any detrimental impact on competitive opportunities for imports in cases where such detrimental impact on imports stems exclusively from legitimate regulatory distinctions,” which is a new concept that was introduced for the first time in the US – Clove Cigarettes case. This decision shows that the AB has been attempting to preserve the balance between the reduction of unnecessary obstacles to trade and the right to regulate the member countries. As for Article 2.2, the AB first identified the legitimacy of the objectives of the measure and then reviewed the alternative measures. As a result of the AB’s decision, it can be concluded that the AB shows a deferential attitude to the regulation of the member countries.

* Research Assistant, Policy Research Institute, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.